

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年8月 27 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月 27 日

(道路管理者)

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 道路の種類

特別区道
- 2 路 線 名

第 29 号路線の一部
- 3 供用開始の時期

令和8年8月 27 日
- 4 道路の区域

(拡幅)

| 区 間          | 新旧<br>の別 | 幅 員(m)    | 延 長(m) | 備 考 |
|--------------|----------|-----------|--------|-----|
| 阿佐谷南三丁目 32 番 | 新        | 3.66～3.78 | 33.27  |     |
| 同 上          | 旧        | 3.31～3.55 | ―――    |     |